

令和 3 年 11 月
水 産 庁**資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の一部改正（くろまぐろ（大型魚）別紙の変更等）について（第 113 回資源管理分科会諮問事項の報告）****1. 資源管理基本方針の一部改正案の再諮問の趣旨**

令和 3 年 9 月 17 日に諮問した資源管理基本方針の一部改正案について、当該改正案の施行日、「別紙 2-2 くろまぐろ（大型魚）」のかつお・まぐろ漁業で令和 4 年 1 月から予定する漁獲割当てによる管理の準備行為等を附則で明らかにするため、再度諮問することとした（軽微な字句の修正等も含む。）。

2. 附則の概要**(1) 施行日**

- ① 官報掲載日（令和 3 年 10 月 25 日）にかかわらず、「別紙 2-2 くろまぐろ（大型魚）」のかつお・まぐろ漁業について、現在行っている総量の管理は令和 3 年 12 月まで行うとともに、漁獲割当てによる管理は令和 4 年 1 月 1 日から行うこととしているため、当該漁獲割当てによる管理に係る改正規定の施行は、令和 4 年 1 月 1 日とする（同日以降も総量管理を行う管理区分の施行日も令和 4 年 1 月 1 日とする）。
- ② その他の改正項目は、官報掲載日から施行する。

(2) 「別紙 2-2 くろまぐろ（大型魚）」のかつお・まぐろ漁業における漁獲割当てによる管理に係る準備行為

当該漁獲割当てによる管理に係る改正規定を令和 4 年 1 月 1 日から施行する場合であっても、当該施行日の前から漁獲割当て割合等の申請、設定等ができるよう、準備行為に関する附則を規定した。

3. 今後のスケジュール

令和 3 年 10 月 25 日	改正基本方針の官報掲載
令和 3 年 11 月 15 日	<u>漁獲割当て割合の申請締め切り</u>
令和 3 年 12 月上旬	令和 4 管理年度の漁獲可能量及びその当初配分の案の水産政策審議会への諮問及び決定
令和 3 年 12 月 15 日	<u>漁獲割当て割合及び年次漁獲割当量の設定</u>
令和 4 年 1 月 1 日	操業・管理開始

○農林水産省告示第 号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第五項の規定に基づき、資源管理基本方針（令和二年農林水産省告示第九百八十二号）の一部を次のように改正し、同条第六項において準用する同条第四項の規定に基づき公表する。

令和三年 月 日

農林水産大臣 金子原二郎

資源管理基本方針の一部を改正する告示

資源管理基本方針の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

- 1 -

改 正 後	改 正 前
<p>(別紙2-1 くろまぐろ(小型魚)) 第1~第4(略)</p> <p>第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 <u>大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</u> は、次の1から3までに定めるとおりとする。</p> <p>1 くろまぐろ(小型魚)大中型まき網漁業</p> <p>(1) 当該大臣管理区分に関する事項</p> <p>① 水域 中西部太平洋条約海域(漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号。以下「許可省令」という。))第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下この別紙において同じ。)</p> <p>② 漁業の種類 大中型まき網漁業(許可省令第2条第7号に掲げる漁業をいう。)</p> <p>③ (略)</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等</p> <p>① (略)</p> <p>② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。 ア (略)</p>	<p>(別紙2-1 くろまぐろ(小型魚)) 第1~第4(略)</p> <p>第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 大臣管理区分は、大中型まき網漁業(漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号。以下「許可省令」という。))第2条第7号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。)、かじき等流し網漁業等(かじき等流し網漁業(許可省令第2条第10号に掲げる漁業をいう。))及び東シナ海等かじき等流し網漁業(許可省令第2条第11号に掲げる漁業をいう。))をいう。以下この別紙において同じ。))及びかつお・まぐろ漁業(許可省令第2条第12号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。))とし、それぞれの大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。</p> <p>1 くろまぐろ(小型魚)大中型まき網漁業</p> <p>(1) 当該大臣管理区分に関する事項</p> <p>① 水域 中西部太平洋条約海域(許可省令第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下この別紙において同じ。)</p> <p>② 漁業の種類 大中型まき網漁業</p> <p>③ (略)</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等</p> <p>① (略)</p> <p>② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。 ア (略)</p>

- 2 -

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）
陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

2 くろまぐろ（小型魚）かじき等流し網漁業等
(1) 当該大臣管理区分に関する事項
① （略）
② 漁業の種類
かじき等流し網漁業等（かじき等流し網漁業（許可省令第2条第10号に掲げる漁業をいう。）及び東シナ海等かじき等流し網漁業（同条第11号に掲げる漁業をいう。）をいう。）
③ （略）
(2) 漁獲量の管理の手法等
① （略）
② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。
ア （略）
イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）
陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

3 くろまぐろ（小型魚）かつお・まぐろ漁業
(1) 当該大臣管理区分に関する事項

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）
陸揚げした日から3日以内

2 くろまぐろ（小型魚）かじき等流し網漁業等
(1) 当該大臣管理区分に関する事項
① （略）
② 漁業の種類
かじき等流し網漁業等
③ （略）
(2) 漁獲量の管理の手法等
① （略）
② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。
ア （略）
イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）
陸揚げした日から3日以内

3 くろまぐろ（小型魚）かつお・まぐろ漁業
(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① （略）
② 漁業の種類
かつお・まぐろ漁業（許可省令第2条第12号に掲げる漁業をいい、同省令別表第2のかつお・まぐろ漁業の項に掲げる海域において総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船により行う漁業を含む。）
③ （略）
(2) 漁獲量の管理の手法等
① （略）
② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。
ア （略）
イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）
陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第6 （略）
第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項
1 （略）
2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。
(1) （略）
(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）

① （略）
② 漁業の種類
かつお・まぐろ漁業（この管理区分においては、許可省令別表第2のかつお・まぐろ漁業の項に掲げる海域において総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船により行う漁業を含む。）
③ （略）
(2) 漁獲量の管理の手法等
① （略）
② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。
ア （略）
イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）
陸揚げした日から3日以内

第6 （略）
第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項
1 （略）
2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。
(1) （略）
(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から5日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第8・第9（略）

（別紙2-2 くろまぐろ（大型魚））

第1～第4（略）

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管の手法等
大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1から4までに定めるとおりとする。

1 くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

①（略）

② 漁業の種類
大中型まき網漁業（許可省令第2条第7号に掲げる漁業をいう。）

③（略）

(2) 漁獲量の管理の手法等

①（略）

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア（略）

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは

陸揚げした日から5日以内

第8・第9（略）

（別紙2-2 くろまぐろ（大型魚））

第1～第4（略）

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分は、大中型まき網漁業（許可省令第2条第7号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）、かじき等流し網漁業等（かじき等流し網漁業（許可省令第2条第10号に掲げる漁業をいう。）及び東シナ海等かじき等流し網漁業（許可省令第2条第11号に掲げる漁業をいう。）をいう。以下この別紙において同じ。）及びかつお・まぐろ漁業（許可省令第2条第12号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）とし、それぞれの大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

1 くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

①（略）

② 漁業の種類
大中型まき網漁業

③（略）

(2) 漁獲量の管理の手法等

①（略）

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア（略）

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは

1
5
1

、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

2 くろまぐろ（大型魚）かじき等流し網漁業等

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

①（略）

② 漁業の種類
かじき等流し網漁業等（かじき等流し網漁業（許可省令第2条第10号に掲げる漁業をいう。）及び東シナ海等かじき等流し網漁業（同条第11号に掲げる漁業をいう。）をいう。）

③（略）

(2) 漁獲量の管理の手法等

①（略）

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア（略）

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

（削る。）

、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

2 くろまぐろ（大型魚）かじき等流し網漁業等

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

①（略）

② 漁業の種類
かじき等流し網漁業等

③（略）

(2) 漁獲量の管理の手法等

①（略）

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア（略）

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

3 くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（1月から3月まで）

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域
中西部太平洋条約海域

② 漁業の種類

1
9
1

3. くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

- ① (略)
- ② 漁業の種類
かつお・まぐろ漁業（許可省令第2条第12号に掲げる漁業をいい、同省令別表第2のかつお・まぐろ漁業の項に掲げる海域において総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船により行う漁業を含む。）のうち、総トン数150トン未満の動力漁船により浮きはえ縄を使用して行うもの

- ③ 漁獲可能期間
周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

かつお・まぐろ漁業（この管理区分及び4の管理区分においては、許可省令別表第2のかつお・まぐろ漁業の項に掲げる海域において総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船により行う漁業を含む。）

③ 漁獲可能期間

1月1日から同年3月末日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

- ① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

- ② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

4. くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（4月から12月まで）

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

- ① (略)
- ② 漁業の種類
かつお・まぐろ漁業

- ③ 漁獲可能期間

4月1日から同年12月末日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。

- ① 漁獲割当割合の申請期限
漁獲割当割合の設定を行おうとする最初の管理年度の前管理年度の11月15日

- ② 漁獲割当割合を設定する日
漁獲割当割合の設定を行おうとする最初の管理年度の前管理年度の12月15日まで

- ③ 漁獲割当割合の有効期間
二つの管理年度の期間

- ④ 漁獲割当割合の設定基準
ア 漁獲割当割合の設定を受けようとする者（法第18条第1項各号に掲げる者を除く。以下この別紙において「申請者」という。）がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセント以下の場合には、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合を設定するものとする。

イ 申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセントを超える場合には、当該申請に係る船舶ごとに、基準期間（漁獲割当割合の設定を行おうとする最初の管理年度の前々管理年度12月末日までの3年間をいう。以下この管理区分において同じ。）における当該船舶のくろまぐろ（大型魚）の漁獲量（当該期間に漁獲割当てによる管理が行われていた場合には、年次漁獲割当量

(新設)

- ① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。なお、漁獲割当てによる管理に向けて、漁業者自身による自主的な取組として、試験的に船舶ごとに漁獲量を割り当てる手法を組み合わせた管理を行うものとする。

- ② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

(新設)

(新設)

を超過した漁獲量を除く。以下この別紙において同じ。
）に応じて按分して得た割合及び船舶の数を基礎とし、
採捕する者の採捕の実態又は将来の見通し、漁業に関する
法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数等を
勘案したウの基準に従って漁獲割当割合を設定するもの
とする。

ウ 次の(ア)又は(イ)のいずれか低い方の割合を漁獲割
当割合として設定する。ただし、漁業に関する法令に違
反する行為の違反の程度及び違反の回数に応じて、これ
を減ずることがある。

(ア) (a)及び(b)を合計した割合（小数点第5位以下を
切捨てたものとする。）

(a) 30パーセントを、申請のあった船舶（申請され
た漁獲割当割合が0パーセントであった船舶を除
く。）の総数で除することにより得た割合

(b) 70パーセントを、申請のあった船舶（申請され
た漁獲割当割合が0パーセントであった船舶を除
く。）ごとの基準期間におけるくろまぐろ（大型
魚）の漁獲量に応じて按分して得た割合

(イ) 申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合

エ ウ(ア)(b)の漁獲量について、次の(ア)又は(イ)のいづれ
かに該当する場合には、それぞれ当該(ア)又は(イ)に定め
る数値を当該船舶の漁獲量とみなす。

(ア) 基準期間の開始日以後漁獲割当割合の申請日以前
に、当該船舶又は同一の許可番号を有していた船舶
が法第45条第2号又は第3号の規定によりかつお・
まぐろ漁業の許可を受けたものである場合 当該許
可のうち直近の許可の日以降の当該船舶の基準期間
におけるくろまぐろ（大型魚）の漁獲量及び当該許
可の日前の当該許可に係る許可番号と同一の許可番
号を有する許可に係る船舶の基準期間におけるくろ

まぐろ（大型魚）の漁獲量の合計値

(イ) 基準期間の開始日以後漁獲割当割合の申請日以前
に、当該船舶又は同一の許可番号を有していた船舶
が法第45条第2号又は第3号の規定によるかつお・
まぐろ漁業の起業の認可に基づき法第39条第1項の
規定によりかつお・まぐろ漁業の許可を受けたもの
である場合 当該許可のうち直近の許可の日以降の
当該船舶の基準期間におけるくろまぐろ（大型魚）
の漁獲量及び当該起業の認可の日前の当該許可に係
る許可番号と同一の許可番号を有する許可に係る船
舶の基準期間におけるくろまぐろ（大型魚）の漁獲
量の合計値

オ 漁獲割当割合の設定基準に従って令和6管理年度以降
の漁獲割当割合を設定する際に、漁業者による自主的な
取組として、試験的に船舶ごとに漁獲量を割り当てる手
法を組み合わせた管理が行われた令和3管理年度の漁獲
量をどのように取り扱うかについて、当該管理年度終了
後速やかに検討を行い、令和4管理年度中に結論を得る

⑤ 漁獲割当割合設定者の資格 (新設)

かつお・まぐろ漁業の許可又は起業の認可を受けた者

⑥ 年次漁獲割当量を設定する日 (新設)

12月15日まで

⑦ 漁獲量等の報告に係る期限 (新設)

陸揚げした日から3日以内（陸揚げ前にくろまぐろ（大
型魚）の採捕に係る暫定的な情報を水産庁長官に報告して
いる場合にあつては、5日以内）（いずれの期限にも行政
機関の休日は算入しない。）

⑧ 年次漁獲割当量の控除の係数 (新設)

規則第17条第1項の資源管理基本方針に定める係数は1
とする。

⑨ 漁獲割当割合の削減の基準
規則第18条第1項の資源管理基本方針に定める漁獲割当割合の削減の基準は定めない。

4 くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲量の総量の管理を行う区分）
 (1) 当該大臣管理区分に関する事項
 ① 水域
中西部太平洋条約海域
 ② 漁業の種類
かつお・まぐろ漁業（許可省令第2条第12号に掲げる漁業をいい、同省令別表第2のかつお・まぐろ漁業の項に掲げる海域において総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船により行う漁業を含む。）のうち、釣りによって行うもの又は総トン数150トン以上の動力漁船により浮きはえ縄を使用して行うもの
 ③ 漁獲可能期間
周年
 (2) 漁獲量の管理の手法等
 ① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。
 ② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。
 ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）
陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで
 イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りでない。）
陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

(新設)
 (新設)

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等
 1～3 (略)

4 都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の超過分について
前管理年度で都道府県別漁獲可能量又は大臣管理漁獲可能量を超過した場合（漁獲割当てによる管理を行う大臣管理区分において当該区分に係る大臣管理漁獲可能量を超過した場合を除く。）には、前管理年度終了後1月以内に超過量を確定し、当該管理年度の当該漁獲可能量を前管理年度における超過量を差し引いた量に変更する。この場合において、原則として超過量の全量を一括で差し引くこととし、一括で差し引くことができない場合には翌管理年度以降に分割で差し引くこととする。

5 (略)

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項
 1 (略)
 2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。
 (1) (略)
 (2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）
陸揚げした日から5日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第8・第9 (略)

(別紙2-3 みなみまぐろ)
 第1～第4 (略)

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等
 1～3 (略)

4 都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の超過分について
 前管理年度で都道府県別漁獲可能量又は大臣管理漁獲可能量を超過した場合には、前管理年度終了後1月以内に超過量を確定し、当該管理年度の当該漁獲可能量を前管理年度における超過量を差し引いた量に変更する。この場合において、原則として超過量の全量を一括で差し引くこととし、一括で差し引くことができない場合には翌管理年度以降に分割で差し引くこととする。

5 (略)

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項
 1 (略)
 2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。
 (1) (略)
 (2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）
 陸揚げした日から5日以内

第8・第9 (略)

(別紙2-3 みなみまぐろ)
 第1～第4 (略)

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
は、次に定めるとおりとする。

みなみまぐろ

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① (略)

② 漁業の種類

かつお・まぐろ漁業(許可省令第2条第12号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。)

③ (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該大臣管理区分における管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。

① (略)

② 漁獲割当割合を設定する日

3月15日まで

③ (略)

④ 漁獲割当割合の設定基準

ア (略)

イ 申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセントを超える場合には、当該申請に係る船舶ごとに、基準期間(漁獲割当割合の設定を行おうとする管理年度の前々管理年度3月末日までの3年間をいう。以下この別紙において同じ。)における当該船舶のみなみまぐろの漁獲量(当該期間に漁獲割当てによる管理が行われていた場合には、年次漁獲割当量を超過した漁獲量を除く。)に応じて按分して得た割合を基礎とし、採捕する者の採捕の実態又は将来の見通し、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数等を勘案し

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分は、かつお・まぐろ漁業(許可省令第2条第12号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。)とし、当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。

みなみまぐろ

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① (略)

② 漁業の種類

かつお・まぐろ漁業

③ (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該大臣管理区分における管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。

① (略)

② 漁獲割当割合を設定する日

3月15日

③ (略)

④ 漁獲割当割合の設定基準

ア (略)

イ 申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセントを超える場合には、当該申請に係る船舶ごとに、基準期間(漁獲割当割合の設定を行おうとする管理年度の前々年3月末日までの3年間をいう。以下この別紙において同じ。)における当該船舶のみなみまぐろの漁獲量(当該船舶が基準期間に法第45条第2号若しくは第3号の規定により大臣許可漁業の許可を受けたもの又は同条第2号若しくは第3号の規定による大臣許可漁業の起業の認可に基づき法第39条第1項の規定により大臣許可漁業の許可を受けたものである場合にあっては、当

て、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合を超えない範囲内で配分するものとする。

ウ イの漁獲量について、次の(7)又は(イ)のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該(7)又は(イ)に定める数値を当該船舶の漁獲量とみなす。

(7) 基準期間の開始日以後漁獲割当割合の申請日以前に、当該船舶又は同一の許可番号を有していた船舶が基準期間に法第45条第2号又は第3号の規定によりかつお・まぐろ漁業の許可を受けたものである場合、当該許可のうち直近の許可の日以降の当該船舶の基準期間におけるみなみまぐろの漁獲量及び当該許可の日前の当該許可に係る許可番号と同一の許可番号を有する許可に係る船舶の基準期間におけるみなみまぐろの漁獲量の合計値

(イ) 基準期間の開始日以後漁獲割当割合の申請日以前に、当該船舶又は同一の許可番号を有していた船舶が基準期間に法第45条第2号又は第3号の規定によるかつお・まぐろ漁業の起業の認可に基づき法第39条第1項の規定によりかつお・まぐろ漁業の許可を受けたものである場合、当該許可のうち直近の許可の日以降の当該船舶の基準期間におけるみなみまぐろの漁獲量及び当該起業の認可の日前の当該許可に係る許可番号と同一の許可番号を有する許可に係る船舶の基準期間におけるみなみまぐろの漁獲量の合計値

⑤ (略)

⑥ 年次漁獲割当量を設定する日

該許可の日以降の基準期間におけるみなみまぐろの漁獲量及び当該許可の日前の当該許可に係る船舶の従前の船舶の基準期間におけるみなみまぐろの漁獲量の合計)に応じて按分して得た割合を基礎とし、当該申請者の採捕の実態又は将来の見通し等を勘案して、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合を超えない範囲内で配分するものとする。

(新設)

⑤ (略)

⑥ 年次漁獲割当量を設定する日

3月15日まで
⑦～⑨ (略)
第6・第7 (略)

(別紙2-4 さんま)
第1～第4 (略)
第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
は、次の1及び2に定めるとおりとする。

1 さんま北太平洋さんま漁業
(1) 当該大臣管理区分に関する事項
① 水域
北太平洋さんま漁業(許可省令第2条第14号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。)の許可に係る操業区域
②・③ (略)
(2) 漁獲量の管理の手法等
① (略)
② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。
ア (略)
イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。)
陸揚げした日から3日以内(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下この別紙において「行政機関の休日

3月15日
⑦～⑨ (略)
第6・第7 (略)

(別紙2-4 さんま)
第1～第4 (略)
第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分は、北太平洋さんま漁業(許可省令第2条第14号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。)及びその他大臣許可漁業とし、それぞれの大臣管理区分に配分された漁獲可能量を超えないように行われる、漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

1 さんま北太平洋さんま漁業
(1) 当該大臣管理区分に関する事項
① 水域
北太平洋さんま漁業の許可に係る操業区域
②・③ (略)
(2) 漁獲量の管理の手法等
① (略)
② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。
ア (略)
イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。)
陸揚げした日から3日以内

と)という。)は算入しない。)

2 さんまその他大臣許可漁業
(1) (略)
(2) 漁獲量の管理の手法等
① (略)
② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。
ア (略)
イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。)
陸揚げした日から3日以内(行政機関の休日は算入しない。)

第6 (略)
第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項
1 (略)
2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。
(1) (略)
(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。)
陸揚げした日から5日以内(行政機関の休日は算入しない。)

第8・第9 (略)

2 さんまその他大臣許可漁業
(1) (略)
(2) 漁獲量の管理の手法等
① (略)
② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。
ア (略)
イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。)
陸揚げした日から3日以内

第6 (略)
第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項
1 (略)
2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。
(1) (略)
(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。)
陸揚げした日から5日以内

第8・第9 (略)

(別紙2-5 まあじ)
 第1～第4 (略)
 第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1及び2に定めるとおりとする。

1 まあじ大中型まき網漁業
 (1) 当該大臣管理区分に関する事項
 ① 水域
大中型まき網漁業(許可省令第2条第7号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。)の許可に係る操業区域(太平洋中央海区及びインド洋海区並びに外国の領海及び排他的経済水域(大韓民国にあつては許可省令別表第5の11の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあつては同表の12の項の上欄に掲げる区域)を除く。)
 ②・③ (略)
 (2) 漁獲量の管理の手法等
 ① (略)
 ② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。
 ア (略)
 イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。)
陸揚げした日から3日以内(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下この別紙において「行政機関の休日」という。))は算入しない。)

(別紙2-5 まあじ)
 第1～第4 (略)
 第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分は、大中型まき網漁業(許可省令第2条第7号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。)及びその他大臣許可漁業とし、それぞれの大臣管理区分に配分された漁獲可能量を超えないように行われる、漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

1 まあじ大中型まき網漁業
 (1) 当該大臣管理区分に関する事項
 ① 水域
 大中型まき網漁業の許可に係る操業区域(太平洋中央海区及びインド洋海区並びに外国の領海及び排他的経済水域(大韓民国にあつては許可省令別表第5の11の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあつては同表の12の項の上欄に掲げる区域)を除く。)
 ②・③ (略)
 (2) 漁獲量の管理の手法等
 ① (略)
 ② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。
 ア (略)
 イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。)
 陸揚げした日から3日以内

2 まあじその他大臣許可漁業
 (1) (略)
 (2) 漁獲量の管理の手法等
 ① (略)
 ② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。
 ア (略)
 イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。)
陸揚げした日から3日以内(行政機関の休日は算入しない。)

第6 (略)
 第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項
 1 (略)
 2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。
 (1) (略)
 (2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。)
陸揚げした日から5日以内(行政機関の休日は算入しない。)

第8・第9 (略)
 (別紙2-6 まいわし太平洋系群)

2 まあじその他大臣許可漁業
 (1) (略)
 (2) 漁獲量の管理の手法等
 ① (略)
 ② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。
 ア (略)
 イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。)
 陸揚げした日から3日以内

第6 (略)
 第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項
 1 (略)
 2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。
 (1) (略)
 (2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。)
 陸揚げした日から5日以内

第8・第9 (略)
 (別紙2-6 まいわし太平洋系群)

第1～第4 (略)

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1及び2に定めるとおりとする。

1 まいわし太平洋系群大中型まき網漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① (略)

② 漁業の種類
大中型まき網漁業（許可省令第2条第7号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）

③ (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

① (略)

② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア (略)

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）
陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

2 まいわし太平洋系群その他大臣許可漁業

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

① (略)

第1～第4 (略)

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分は、大中型まき網漁業（許可省令第2条第7号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）及びその他大臣許可漁業とし、それぞれの大臣管理区分に配分された漁獲可能量を超えないように行われる、漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

1 まいわし太平洋系群大中型まき網漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① (略)

② 漁業の種類
大中型まき網漁業

③ (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

① (略)

② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア (略)

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）
陸揚げした日から3日以内

2 まいわし太平洋系群その他大臣許可漁業

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

① (略)

② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア (略)

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）
陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第6 (略)

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

1 (略)

2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。

(1) (略)

(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）
陸揚げした日から5日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第8・第9 (略)

(別紙2-7 まいわし対馬暖流系群)

第1～第4 (略)

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1及び2に定めるとおりとする。

② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア (略)

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）
陸揚げした日から3日以内

第6 (略)

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

1 (略)

2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。

(1) (略)

(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）
陸揚げした日から5日以内

第8・第9 (略)

(別紙2-7 まいわし対馬暖流系群)

第1～第4 (略)

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分は、大中型まき網漁業（許可省令第2条第7号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）及びその

- 1 まいわし対馬暖流系群大中型まき網漁業
- (1) 当該大臣管理区分に関する事項
- ① (略)
- ② 漁業の種類
 大中型まき網漁業（許可省令第2条第7号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）
- ③ (略)
- (2) 漁獲量の管理の手法等
- ① (略)
- ② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。
- ア (略)
- イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）
- 陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）
- 2 まいわし対馬暖流系群その他大臣許可漁業
- (1) (略)
- (2) 漁獲量の管理の手法等
- ① (略)
- ② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。
- ア (略)
- イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等

他大臣許可漁業とし、それぞれの大臣管理区分に配分された漁獲可能量を超えないように行われる、漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

- 1 まいわし対馬暖流系群大中型まき網漁業
- (1) 当該大臣管理区分に関する事項
- ① (略)
- ② 漁業の種類
 大中型まき網漁業
- ③ (略)
- (2) 漁獲量の管理の手法等
- ① (略)
- ② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。
- ア (略)
- イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）
- 陸揚げした日から3日以内
- 2 まいわし対馬暖流系群その他大臣許可漁業
- (1) (略)
- (2) 漁獲量の管理の手法等
- ① (略)
- ② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。
- ア (略)
- イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等

- により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）
- 陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）
- 第6 (略)
- 第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項
- 1 (略)
- 2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。
- (1) (略)
- (2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）
- 陸揚げした日から5日以内（行政機関の休日は算入しない。）
- 第8・第9 (略)
- (別紙2-8 すけとうだら太平洋系群)
- 第1～第4 (略)
- 第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1及び2に定めるとおりとする。
- 1 すけとうだら太平洋系群沖合底びき網漁業
- (1) (略)

- により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）
- 陸揚げした日から3日以内
- 第6 (略)
- 第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項
- 1 (略)
- 2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。
- (1) (略)
- (2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）
- 陸揚げした日から5日以内
- 第8・第9 (略)
- (別紙2-8 すけとうだら太平洋系群)
- 第1～第4 (略)
- 第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分は、沖合底びき網漁業及びその他大臣許可漁業とし、それぞれの大臣管理区分に配分された漁獲可能量を超えないように行われる、漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。
- 1 すけとうだら太平洋系群沖合底びき網漁業
- (1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

① (略)

② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア (略)

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

2 すけとうだら太平洋系群その他大臣許可漁業

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

① (略)

② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア (略)

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第6 (略)

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

1 (略)

2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により

(2) 漁獲量の管理の手法等

① (略)

② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア (略)

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

2 すけとうだら太平洋系群その他大臣許可漁業

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

① (略)

② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア (略)

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

第6 (略)

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

1 (略)

2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により

、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。

(1) (略)

(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から5日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第8・第9 (略)

(別紙2-9 すけとうだら日本海北部系群)

第1～第4 (略)

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1及び2に定めるとおりとする。

1 すけとうだら日本海北部系群沖合底びき網漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① (略)

② 漁業の種類

沖合底びき網漁業（許可省令第2条第1号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）

③ (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

① (略)

② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア (略)

、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。

(1) (略)

(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から5日以内

第8・第9 (略)

(別紙2-9 すけとうだら日本海北部系群)

第1～第4 (略)

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等大臣管理区分は、沖合底びき網漁業（許可省令第2条第1号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）及びその他大臣許可漁業とし、それぞれの大臣管理区分に配分された漁獲可能量を超えないように行われる、漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

1 すけとうだら日本海北部系群沖合底びき網漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① (略)

② 漁業の種類

沖合底びき網漁業

③ (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

① (略)

② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア (略)

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）
陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

2 すけとうだら日本海北部系群その他大臣許可漁業
 (1) (略)
 (2) 漁獲量の管理の手法等
 ① (略)
 ② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。
 ア (略)
 イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）
陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第6 (略)
 第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項
 1 (略)
 2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。
 (1) (略)
 (2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）
 陸揚げした日から3日以内

2 すけとうだら日本海北部系群その他大臣許可漁業
 (1) (略)
 (2) 漁獲量の管理の手法等
 ① (略)
 ② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。
 ア (略)
 イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）
 陸揚げした日から3日以内

第6 (略)
 第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項
 1 (略)
 2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。
 (1) (略)
 (2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から

当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）
陸揚げした日から5日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第8・第9 (略)

(別紙2-10 すけとうだらオホーツク海南部)
 第1～第4 (略)

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1及び2に定めるとおりとする。

1 すけとうだらオホーツク海南部沖合底びき網漁業
 (1) (略)
 (2) 漁獲量の管理の手法等
 ① (略)
 ② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。
 ア (略)
 イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）
陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

2 すけとうだらオホーツク海南部その他大臣許可漁業

当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）
 陸揚げした日から5日以内

第8・第9 (略)

(別紙2-10 すけとうだらオホーツク海南部)
 第1～第4 (略)

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分は、沖合底びき網漁業及びその他大臣許可漁業とし、それぞれの大臣管理区分に配分された漁獲可能量を超えないように行われる、漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

1 すけとうだらオホーツク海南部沖合底びき網漁業
 (1) (略)
 (2) 漁獲量の管理の手法等
 ① (略)
 ② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。
 ア (略)
 イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）
 陸揚げした日から3日以内

2 すけとうだらオホーツク海南部その他大臣許可漁業

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

① (略)

② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア (略)

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第6 (略)

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

1 (略)

2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。

(1) (略)

(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から5日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第8・第9 (略)

(別紙2-11 すけとうだら根室海峡)

第1～第4 (略)

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

① (略)

② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア (略)

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

第6 (略)

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

1 (略)

2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。

(1) (略)

(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から5日以内

第8・第9 (略)

(別紙2-11 すけとうだら根室海峡)

第1～第4 (略)

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次に定めるとおりとする。

すけとうだら根室海峡大臣許可漁業

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

① (略)

② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア (略)

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

第6 (略)

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

1 (略)

2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。

(1) (略)

(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分は、すけとうだら根室海峡大臣許可漁業とし、漁獲可能量を超えないように行われる、漁獲量の管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とする。（新設）

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

① (略)

② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア (略)

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

第6 (略)

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

1 (略)

2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。

(1) (略)

(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

)
 陸揚げした日から5日以内 (行政機関の休日は算入しない。)
 第8・第9 (略)
 (別紙2-12 するめいか)
 第1~第4 (略)
 第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
は、次の1から5までに定めるとおりとする。

1 するめいか沖合底びき網漁業
 (1) 当該大臣管理区分に関する事項
 ① 水域
 沖合底びき網漁業 (許可省令第2条第1号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。)の許可に係る操業区域 (外国の領域及び排他的経済水域 (ロシア連邦にあつては許可省令別表第5の9の項の上欄に掲げる区域、大韓民国にあつては同表の11の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあつては同表の12の項の上欄に掲げる区域)を除く。)
 ②・③ (略)
 (2) 漁獲量の管理の手法等
 ① (略)

)
 陸揚げした日から5日以内
 第8・第9 (略)
 (別紙2-12 するめいか)
 第1~第4 (略)
 第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分は、沖合底びき網漁業 (許可省令第2条第1号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。)、大中型まき網漁業 (許可省令第2条第7号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。)、いか釣り漁業 (許可省令第2条第17号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において「大臣許可いか釣り漁業」という。)、小型するめいか釣り漁業 (許可省令第77条第1項第2号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。)及びその他大臣許可漁業とし、それぞれの大臣管理区分に配分された漁獲可能量を超えないように行われる、漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

1 するめいか沖合底びき網漁業
 (1) 当該大臣管理区分に関する事項
 ① 水域
 沖合底びき網漁業の許可に係る操業区域 (外国の領域及び排他的経済水域 (ロシア連邦にあつては許可省令別表第5の9の項の上欄に掲げる区域、大韓民国にあつては同表の11の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあつては同表の12の項の上欄に掲げる区域)を除く。)
 ②・③ (略)
 (2) 漁獲量の管理の手法等
 ① (略)

② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。
 ア (略)
 イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで (漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。)
 陸揚げした日から3日以内 (行政機関の休日に関する法律 (昭和63年法律第91号) 第1条第1項に規定する行政機関の休日 (以下この別紙において「行政機関の休日」という。)は算入しない。)

2 するめいか大中型まき網漁業
 (1) 当該大臣管理区分に関する事項
 ① 水域
 大中型まき網漁業 (許可省令第2条第7号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。)の許可に係る操業区域 (太平洋中央海区及びインド洋海区並びに外国の領海及び排他的経済水域 (大韓民国にあつては許可省令別表第5の11の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあつては同表の12の項の上欄に掲げる区域)を除く。)
 ②・③ (略)
 (2) 漁獲量の管理の手法等
 ① (略)
 ② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。
 ア (略)
 イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで (漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。)
 陸揚げした日から3日以内 (行政機関の休日は算入し

② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。
 ア (略)
 イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで (漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。)
 陸揚げした日から3日以内

2 するめいか大中型まき網漁業
 (1) 当該大臣管理区分に関する事項
 ① 水域
 大中型まき網漁業の許可に係る操業区域 (太平洋中央海区及びインド洋海区並びに外国の領海及び排他的経済水域 (大韓民国にあつては許可省令別表第5の11の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあつては同表の12の項の上欄に掲げる区域)を除く。)
 ②・③ (略)
 (2) 漁獲量の管理の手法等
 ① (略)
 ② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。
 ア (略)
 イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで (漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。)
 陸揚げした日から3日以内

- ない。)
- 3 するめいか大臣許可いか釣り漁業
- (1) 当該大臣管理区分に関する事項
- ① 水域
 いか釣り漁業（許可省令第2条第17号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において「大臣許可いか釣り漁業」という。）の許可に係る操業区域（外国の領海及び排他的経済水域（ロシア連邦にあつては許可省令別表第5の9の項の上欄に掲げる区域、大韓民国にあつては同表の11の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあつては同表の12の項の上欄に掲げる区域）を除く。）
- ②・③ （略）
- (2) 漁獲量の管理の手法等
- ① （略）
- ② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。
- ア （略）
- イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）
 陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）
- 4 するめいか小型するめいか釣り漁業
- (1) 当該大臣管理区分に関する事項
- ① 水域
 小型するめいか釣り漁業（許可省令第77条第1項第2号に掲げる漁業をいう。）の届出に係る操業区域（外国の領海及び排他的経済水域（ロシア連邦にあつては許可省令別表第5の9の項の上欄に掲げる区域、大韓民国にあつては同表の11の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあつては同表の12の項の上欄に掲げる区域）を除く。）

- 3 するめいか大臣許可いか釣り漁業
- (1) 当該大臣管理区分に関する事項
- ① 水域
 するめいか大臣許可いか釣り漁業の許可に係る操業区域（外国の領海及び排他的経済水域（ロシア連邦にあつては許可省令別表第5の9の項の上欄に掲げる区域、大韓民国にあつては同表の11の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあつては同表の12の項の上欄に掲げる区域）を除く。）
- ②・③ （略）
- (2) 漁獲量の管理の手法等
- ① （略）
- ② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。
- ア （略）
- イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）
 陸揚げした日から3日以内
- 4 するめいか小型するめいか釣り漁業
- (1) 当該大臣管理区分に関する事項
- ① 水域
 小型するめいか釣り漁業の届出に係る操業区域（外国の領海及び排他的経済水域（ロシア連邦にあつては許可省令別表第5の9の項の上欄に掲げる区域、大韓民国にあつては同表の11の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあつては同表の12の項の上欄に掲げる区域）を除く。）

- ては同表の12の項の上欄に掲げる区域）を除く。）
- ②・③ （略）
- (2) 漁獲量の管理の手法等
- ① （略）
- ② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。
- ア （略）
- イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）
 陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）
- 5 するめいかその他大臣許可漁業
- (1) （略）
- (2) 漁獲量の管理の手法等
- ① （略）
- ② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。
- ア （略）
- イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）
 陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）
- 第6 （略）
- 第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項
- 1 （略）
- 2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により

- ②・③ （略）
- (2) 漁獲量の管理の手法等
- ① （略）
- ② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。
- ア （略）
- イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）
 陸揚げした日から3日以内
- 5 するめいかその他大臣許可漁業
- (1) （略）
- (2) 漁獲量の管理の手法等
- ① （略）
- ② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。
- ア （略）
- イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）
 陸揚げした日から3日以内
- 第6 （略）
- 第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項
- 1 （略）
- 2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により

、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。

- (1) (略)
- (2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）
陸揚げした日から5日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第8・第9 (略)

(別紙2-13 大西洋くろまぐろ(西大西洋海域))

第1～第4 (略)

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次に定めるとおりとする。

大西洋くろまぐろ(西大西洋海域)

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

- ① (略)
- ② 漁業の種類
かつお・まぐろ漁業(許可省令第2条第12号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。)
- ③ (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該大臣管理区分における管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。

- ① (略)
- ② 漁獲割当割合を設定する日

、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。

- (1) (略)
- (2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）
陸揚げした日から5日以内

第8・第9 (略)

(別紙2-13 大西洋くろまぐろ(西大西洋海域))

第1～第4 (略)

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分は、かつお・まぐろ漁業(許可省令第2条第12号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。)とし、当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。

大西洋くろまぐろ(西大西洋海域)

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

- ① (略)
- ② 漁業の種類
かつお・まぐろ漁業
- ③ (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該大臣管理区分における管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。

- ① (略)
- ② 漁獲割当割合を設定する日

7月15日まで

- ③ (略)
- ④ 漁獲割当割合の設定基準

ア (略)

イ 申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセントを超える場合には、当該申請に係る船舶ごとに、基準期間（漁獲割当割合の設定を行おうとする管理年度の前々管理年度7月末日までの3年間をいう。以下この別紙において同じ。）における当該船舶の大西洋くろまぐろ(西大西洋海域)の漁獲量(当該期間に漁獲割当てによる管理が行われていた場合には、年次漁獲割当量を超過した漁獲量を除く。)に応じて按分して得た割合を基礎とし、採捕する者の採捕の実態又は将来の見通し、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数等を勘案して、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合を超えない範囲内で配分するものとする。

ウ イの漁獲量について、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該(ア)又は(イ)に定める数値を当該船舶の漁獲量とみなす。

(ア) 基準期間の開始日以後漁獲割当割合の申請日以前に、当該船舶又は同一の許可番号を有していた船舶が基準期間に法第45条第2号又は第3号の規定によりかつお・まぐろ漁業の許可を受けたものである場合、当該許可のうち直近の許可の日以降の当該船舶の基準期間における大西洋くろまぐろ(西大西洋海域)の漁獲量

7月15日

- ③ (略)
- ④ 漁獲割当割合の設定基準

ア (略)

イ 申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセントを超える場合には、当該申請に係る船舶ごとに、基準期間（漁獲割当割合の設定を行おうとする管理年度の前々年7月末日までの3年間をいう。以下この別紙において同じ。）における当該船舶の大西洋くろまぐろ(西大西洋海域)の漁獲量(当該船舶が基準期間に法第45条第2号若しくは第3号の規定により大臣許可漁業の許可を受けたもの又は同条第2号若しくは第3号の規定による大臣許可漁業の起業の認可に基づき法第39条第1項の規定により大臣許可漁業の許可を受けたものである場合にあつては、当該許可の日以降の基準期間における大西洋くろまぐろ(西大西洋海域)の漁獲量及び当該許可の日前の当該許可に係る船舶の従前の船舶の基準期間における大西洋くろまぐろ(西大西洋海域)の漁獲量の合計)に応じて按分して得た割合を基礎とし、当該申請者の採捕の実態又は将来の見通し等を勘案して、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合を超えない範囲内で配分するものとする。

(新設)

及び当該許可の日前の当該許可に係る許可番号と同一の許可番号を有する許可に係る船舶の基準期間における大西洋くろまぐろ（西大西洋海域）の漁獲量の合計値

(イ) 基準期間の開始日以後漁獲割当割合の申請日以前に、当該船舶又は同一の許可番号を有していた船舶が基準期間に法第45条第2号又は第3号の規定によるかつお・まぐろ漁業の起業の認可に基づき法第39条第1項の規定によりかつお・まぐろ漁業の許可を受けたものである場合、当該許可のうち直近の許可の日以降の当該船舶の基準期間における大西洋くろまぐろ（西大西洋海域）の漁獲量及び当該起業の認可の日前の当該許可に係る許可番号と同一の許可番号を有する許可に係る船舶の基準期間における大西洋くろまぐろ（西大西洋海域）の漁獲量の合計値

⑤ (略)

⑥ 年次漁獲割当量を設定する日
7月15日まで

⑦～⑨ (略)

第6・第7 (略)

(別紙2-14 大西洋くろまぐろ（東大西洋海域）)

第1～第4 (略)

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次に定めるとおりとする。

大西洋くろまぐろ（東大西洋海域）

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① (略)

⑤ (略)

⑥ 年次漁獲割当量を設定する日
7月15日

⑦～⑨ (略)

第6・第7 (略)

(別紙2-14 大西洋くろまぐろ（東大西洋海域）)

第1～第4 (略)

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分は、かつお・まぐろ漁業（許可省令第2条第12号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）とし、当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。

大西洋くろまぐろ（東大西洋海域）

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① (略)

② 漁業の種類

かつお・まぐろ漁業（許可省令第2条第12号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）

③ (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該大臣管理区分における管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。

① (略)

② 漁獲割当割合を設定する日
7月15日まで

③ (略)

④ 漁獲割当割合の設定基準

ア (略)

イ 申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセントを超える場合には、当該申請に係る船舶ごとに、基準期間（漁獲割当割合の設定を行おうとする管理年度の前々管理年度7月末日までの3年間をいう。以下この別紙において同じ。）における当該船舶の大西洋くろまぐろ（東大西洋海域）の漁獲量（当該期間に漁獲割当てによる管理が行われていた場合には、年次漁獲割当量を超過した漁獲量を除く。）に応じて按分して得た割合を基礎とし、採捕する者の採捕の実態又は将来の見通し、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数等を勘案して、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合を超えない範囲内で配分するものとする。

② 漁業の種類

かつお・まぐろ漁業

③ (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該大臣管理区分における管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。

① (略)

② 漁獲割当割合を設定する日
7月15日

③ (略)

④ 漁獲割当割合の設定基準

ア (略)

イ 申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセントを超える場合には、当該申請に係る船舶ごとに、基準期間（漁獲割当割合の設定を行おうとする管理年度の前々年7月末日までの3年間をいう。以下この別紙において同じ。）における当該船舶の大西洋くろまぐろ（東大西洋海域）の漁獲量（当該船舶が基準期間に法第45条第2号若しくは第3号の規定により大臣許可漁業の許可を受けたもの又は同条第2号若しくは第3号の規定による大臣許可漁業の起業の認可に基づき法第39条第1項の規定により大臣許可漁業の許可を受けたものである場合にあつては、当該許可の日以降の基準期間における大西洋くろまぐろ（東大西洋海域）の漁獲量及び当該許可の日前の当該許可に係る船舶の従前の船舶の基準期間における大西洋くろまぐろ（東大西洋海域）の漁獲量の合計）に応じて按分して得た割合を基礎とし、当該申請者の採捕の実態又は将来の見通し等を勘案して、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合を超えない範囲内で配分するものとする。

ウ イの漁獲量について、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該(ア)又は(イ)に定める数値を当該船舶の漁獲量とみなす。

(ア) 基準期間の開始日以後漁獲割当割合の申請日以前に、当該船舶又は同一の許可番号を有していた船舶が基準期間に法第45条第2号又は第3号の規定によりかつお・まぐろ漁業の許可を受けたものである場合 当該許可のうち直近の許可の日以降の当該船舶の基準期間における大西洋くろまぐろ（東大西洋海域）の漁獲量及び当該許可の日前の当該許可に係る許可番号と同一の許可番号を有する許可に係る船舶の基準期間における大西洋くろまぐろ（東大西洋海域）の漁獲量の合計値

(イ) 基準期間の開始日以後漁獲割当割合の申請日以前に、当該船舶又は同一の許可番号を有していた船舶が基準期間に法第45条第2号又は第3号の規定によるかつお・まぐろ漁業の起業の認可に基づき法第39条第1項の規定によりかつお・まぐろ漁業の許可を受けたものである場合 当該許可のうち直近の許可の日以降の当該船舶の基準期間における大西洋くろまぐろ（東大西洋海域）の漁獲量及び当該起業の認可の日前の当該許可に係る許可番号と同一の許可番号を有する許可に係る船舶の基準期間における大西洋くろまぐろ（東大西洋海域）の漁獲量の合計値

⑤ (略)

⑥ 年次漁獲割当量を設定する日
7月15日まで

⑦～⑨ (略)

第6・第7 (略)

(別紙2-15 まさば及びごまさば太平洋系群)

(新設)

⑤ (略)

⑥ 年次漁獲割当量を設定する日
7月15日

⑦～⑨ (略)

第6・第7 (略)

(別紙2-15 まさば及びごまさば太平洋系群)

第1～第4 (略)

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1から4までに定めるとおりとする。

1 まさば及びごまさば太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① (略)

② 漁業の種類
大中型まき網漁業（許可省令第2条第7号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）のうち、総トン数40トン以上の船舶が1そうまきにより行うもの

③ (略)

(2) 漁獲割当割合の管理の手法等

① (略)

② 漁獲割当てを設定する日
10月15日まで

③ (略)

④ 漁獲割当割合の設定基準

ア (略)

イ 申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセントを超える場合には、当該申請に係る船舶ごとに、基準期間（漁獲割当割合の設定を行おうとする管理年度の前管理年度3月末日までの5年間をいう。以下この別紙において同じ。）のうち各年の11月1日から翌年3月末日までの期間における当該船舶のまさば及びごまさば太平洋系群の漁獲量（当該期間に漁獲割当てによる管理が行われていた場合には、年次漁獲割当量を超過し

第1～第4 (略)

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分は、大中型まき網漁業（許可省令第2条第7号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）及びその他大臣許可漁業とし、それぞれの大臣管理区分に配分された漁獲可能量を超えないように行われる漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理又は漁獲量の総量の管理とする。

1 まさば及びごまさば太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① (略)

② 漁業の種類
大中型まき網漁業のうち、総トン数40トン以上の船舶が1そうまきにより行うもの

③ (略)

(2) 漁獲割当割合の管理の手法等

① (略)

② 漁獲割当てを設定する日
10月15日

③ (略)

④ 漁獲割当割合の設定基準

ア (略)

イ 申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセントを超える場合には、当該申請に係る船舶ごとに、基準期間（漁獲割当割合の設定を行おうとする管理年度の前年3月末日までの5年間をいう。以下この別紙において同じ。）のうち各年の11月1日から翌年3月末日までの期間における当該船舶のまさば及びごまさば太平洋系群の漁獲量に応じて按分して得た割合及び船舶の数を基礎とし、当該申請者の採捕の実態又は将来の見通

た漁獲量を除く。)に応じて按分して得た割合及び船舶の数を基礎とし、採捕する者の採捕の実態又は将来の見通し、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数等を勘案して、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合を超えない範囲内で配分するものとする。

ただし、次の(ア)から(イ)までのいずれかに該当する場合には、それぞれ当該(ア)から(イ)までに定める数値を当該船舶の漁獲量とみなす。

(ア)～(イ) (略)

⑤ (略)

⑥ 年次漁獲割当量を設定する日
10月15日まで

⑦ 漁獲量等の報告に係る期限

まさば及びごまさば太平洋系群を陸揚げした日から3日以内(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下この別紙において「行政機関の休日」という。)は算入しない。)

⑧・⑨ (略)

2 まさば及びごまさば太平洋系群大中型まき網漁業(漁獲量の総量の管理を行う管理区分)

(1) (略)

(2) ① (略)

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア (略)

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りでない。)

陸揚げした日から3日以内(行政機関の休日は算入

し等を勘案して、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合を超えない範囲内で配分するものとする。

ただし、次の(ア)から(イ)までのいずれかに該当する場合には、それぞれ当該(ア)から(イ)までに定める数値を当該船舶の漁獲量とみなす。

(ア)～(イ) (略)

⑤ (略)

⑥ 年次漁獲割当量を設定する日
10月15日

⑦ 漁獲量等の報告に係る期限

まさば及びごまさば太平洋系群を陸揚げした日から3日以内

⑧・⑨ (略)

2 まさば及びごまさば太平洋系群大中型まき網漁業(漁獲量の総量の管理を行う管理区分)

(1) (略)

(2) ① (略)

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア (略)

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内

しない。)

3 まさば及びごまさば太平洋系群その他大臣許可漁業

(1) (略)

(2) ① (略)

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア (略)

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りでない。)

陸揚げした日から3日以内(行政機関の休日は算入

しない。)

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1・2 (略)

3 都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の超過分について

前管理年度で都道府県別漁獲可能量又は大臣管理漁獲可能量を超過した場合(漁獲割当てによる管理を行う大臣管理区分において当該区分に係る大臣管理漁獲可能量を超過した場合を除く。)には、前管理年度終了後1月以内に超過量を確定し、当該管理年度の当該漁獲可能量を前管理年度における超過量を差し引いた量に変更する。この場合において、原則として超過量の全量を一括で差し引くこととし、一括で差し引くことができない場合には翌管理年度以降に分割で差し引くこととする。

4・5 (略)

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

1 (略)

2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに

3 まさば及びごまさば太平洋系群その他大臣許可漁業

(1) (略)

(2) ① (略)

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア (略)

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1・2 (略)

3 都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の超過分について

前管理年度で都道府県別漁獲可能量又は大臣管理漁獲可能量を超過した場合には、前管理年度終了後1月以内に超過量を確定し、当該管理年度の当該漁獲可能量を前管理年度における超過量を差し引いた量に変更する。この場合において、原則として超過量の全量を一括で差し引くこととし、一括で差し引くことができない場合には翌管理年度以降に分割で差し引くこととする。

4・5 (略)

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

1 (略)

2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに

報告するものとする。

- (1) (略)
- (2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から5日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第8・第9 (略)

(別紙2-16 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群)
第1～第4 (略)

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1及び2に定めるとおりとする。

1 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群大中型まき網漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① (略)

② 漁業の種類

大中型まき網漁業（許可省令第2条第7号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）

③ (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

① (略)

② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア (略)

報告するものとする。

- (1) (略)
- (2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から5日以内

第8・第9 (略)

(別紙2-16 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群)
第1～第4 (略)

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分は、大中型まき網漁業（許可省令第2条第7号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）及びその他大臣許可漁業とし、それぞれの大臣管理区分に配分された漁獲可能量を超えないように行われる漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

1 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群大中型まき網漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① (略)

② 漁業の種類

大中型まき網漁業

③ (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

① (略)

② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア (略)

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

2 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群その他大臣許可漁業

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

① (略)

② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア (略)

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第6 (略)

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

1 (略)

2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。

(1) (略)

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

2 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群その他大臣許可漁業

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

① (略)

② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア (略)

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

第6 (略)

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

1 (略)

2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。

(1) (略)

(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）
陸揚げした日から5日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第8・第9 （略）

（別紙2-17 ずわいがに太平洋北部系群）

第1～第4 （略）

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1及び2に定めるとおりとする。

- 1 ずわいがに太平洋北部系群沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業
 - (1) 当該大臣管理区分に関する事項
 - ① （略）
 - ② 漁業の種類
沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業（許可省令第2条第1号に掲げる漁業及び同条第15号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）
 - ③ （略）
 - (2) 漁獲量の管理の手法等
 - ① （略）
 - ② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。
 - ア （略）

(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から5日以内

第8・第9 （略）

（別紙2-17 ずわいがに太平洋北部系群）

第1～第4 （略）

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分は、沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業（許可省令第2条第1号に掲げる漁業及び許可省令第2条第15号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）及びその他大臣許可漁業とし、それぞれの大臣管理区分に配分された漁獲可能量を超えないように行われる漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

- 1 ずわいがに太平洋北部系群沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業
 - (1) 当該大臣管理区分に関する事項
 - ① （略）
 - ② 漁業の種類
沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業
 - ③ （略）
 - (2) 漁獲量の管理の手法等
 - ① （略）
 - ② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。
 - ア （略）

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

- 2 ずわいがに太平洋北部系群その他大臣許可漁業
 - (1) （略）
 - (2) 漁獲量の管理の手法等
 - ① （略）
 - ② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。
 - ア （略）

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第6 （略）

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

- 1 （略）
- 2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。
 - (1) （略）
 - (2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

- 2 ずわいがに太平洋北部系群その他大臣許可漁業
 - (1) （略）
 - (2) 漁獲量の管理の手法等
 - ① （略）
 - ② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。
 - ア （略）

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

第6 （略）

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

- 1 （略）
- 2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。
 - (1) （略）
 - (2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から

当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から5日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第8・第9（略）

（別紙2-18 ずわいがに日本海系群A海域）

第1～第4（略）

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1及び2に定めるとおりとする。

1 ずわいがに日本海系群A海域沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

①（略）

② 漁業の種類

沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業（許可省令第2条第1号に掲げる漁業及び同条第15号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）

③（略）

(2) 漁獲量の管理の手法等

①（略）

② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア（略）

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日

当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から5日以内

第8・第9（略）

（別紙2-18 ずわいがに日本海系群A海域）

第1～第4（略）

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分は、沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業（許可省令第2条第1号に掲げる漁業及び許可省令第2条第15号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）及びその他大臣許可漁業とし、それぞれの大臣管理区分に配分された漁獲可能量を超えないように行われる漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

1 ずわいがに日本海系群A海域沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

①（略）

② 漁業の種類

沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業

③（略）

(2) 漁獲量の管理の手法等

①（略）

② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア（略）

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日

から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

2 ずわいがに日本海系群A海域その他大臣許可漁業

(1)（略）

(2) 漁獲量の管理の手法等

①（略）

② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア（略）

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）
陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第6（略）

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

1（略）

2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。

(1)（略）

(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により知

から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

2 ずわいがに日本海系群A海域その他大臣許可漁業

(1)（略）

(2) 漁獲量の管理の手法等

①（略）

② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア（略）

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）
陸揚げした日から3日以内

第6（略）

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

1（略）

2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。

(1)（略）

(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により知

事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。

陸揚げした日から5日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第8・第9（略）

（別紙2-19 ずわいがに日本海系群B海域）

第1～第4（略）

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1及び2に定めるとおりとする。

1 ずわいがに日本海系群B海域沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

①（略）

② 漁業の種類

沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業（許可省令第2条第1号に掲げる漁業及び同条第15号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）

③（略）

(2) 漁獲量の管理の手法等

①（略）

② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア（略）

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等

事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。

陸揚げした日から5日以内

第8・第9（略）

（別紙2-19 ずわいがに日本海系群B海域）

第1～第4（略）

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分は、沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業（許可省令第2条第1号に掲げる漁業及び許可省令第2条第15号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）及びその他大臣許可漁業とし、それぞれの大臣管理区分に配分された漁獲可能量を超えないように行われる漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

1 ずわいがに日本海系群B海域沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

①（略）

② 漁業の種類

沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業

③（略）

(2) 漁獲量の管理の手法等

①（略）

② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア（略）

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等

により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

2 ずわいがに日本海系群B海域その他大臣許可漁業

(1)（略）

(2) 漁獲量の管理の手法等

①（略）

② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア（略）

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第6（略）

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

1（略）

2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。

(1)（略）

(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超え

により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

2 ずわいがに日本海系群B海域その他大臣許可漁業

(1)（略）

(2) 漁獲量の管理の手法等

①（略）

② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア（略）

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

第6（略）

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

1（略）

2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。

(1)（略）

(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超え

るおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。
)
 陸揚げした日から5日以内(行政機関の休日は算入しない。)
)
 第8・第9 (略)

(別紙2-20 ずわいがに北海道西部系群)
 第1~第4 (略)

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
は、次に定めるとおりとする。

ずわいがに北海道西部系群大臣許可漁業
 (1) (略)
 (2) 漁獲量の管理の手法等
 ① (略)
 ② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。
 ア (略)
 イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日
 から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等
 により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理
 漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは
 、この限りではない。)
 陸揚げした日から3日以内(行政機関の休日に関する
 法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行
 政機関の休日(以下この別紙において「行政機関の休日
 」という。)は算入しない。)

第6 (略)
 第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項
 1 (略)
 2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、法第30条

るおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。
)
 陸揚げした日から5日以内
)
 第8・第9 (略)

(別紙2-20 ずわいがに北海道西部系群)
 第1~第4 (略)

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分は、ずわいがに北海道西部系群大臣許可漁業と
し、漁獲可能量を超えないように行われる漁獲量の管理の手法
は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とする。
 ずわいがに北海道西部系群大臣許可漁業
 (1) (略)
 (2) 漁獲量の管理の手法等
 ① (略)
 ② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。
 ア (略)
 イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日
 から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等
 により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理
 漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは
 、この限りではない。)
 陸揚げした日から3日以内

第6 (略)
 第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項
 1 (略)
 2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、法第30条

第2項の規定に基づく、規則第16条第3項に定める方法により
 、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに
 報告するものとする。
 (1) (略)
 (2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から
 当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により知
 事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超え
 るおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。
)
 陸揚げした日から5日以内(行政機関の休日は算入しない
 。)
)
 第8・第9 (略)

(別紙2-21 ずわいがにオホーツク海南部)
 第1~第4 (略)

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
は、次の1及び2に定めるとおりとする。

1 ずわいがにオホーツク海南部沖合底びき網漁業及びずわいが
 に漁業
 (1) 当該大臣管理区分に関する事項
 ① (略)
 ② 漁業の種類
 沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業(許可省令第2条
 第1号に掲げる漁業及び同条第15号に掲げる漁業をいう。
 以下この別紙において同じ。)
 ③ (略)

第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により
 、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに
 報告するものとする。
 (1) (略)
 (2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から
 当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により知
 事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超え
 るおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。
)
 陸揚げした日から5日以内

第8・第9 (略)

(別紙2-21 ずわいがにオホーツク海南部)
 第1~第4 (略)

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分は、沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業(許
可省令第2条第1号に掲げる漁業及び許可省令第2条第15号に
掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。)及びその他
大臣許可漁業とし、それぞれの大臣管理区分に配分された漁獲
可能量を超えないように行われる漁獲量の管理の手法は、漁獲
量の総量の管理とする。

1 ずわいがにオホーツク海南部沖合底びき網漁業及びずわいが
 に漁業
 (1) 当該大臣管理区分に関する事項
 ① (略)
 ② 漁業の種類
 沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業
 ③ (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

- ① (略)
- ② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。
 - ア (略)
 - イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）
陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

2 ずわいがにオホーツク海南部その他大臣許可漁業

- (1) (略)
- (2) 漁獲量の管理の手法等
 - ① (略)
 - ② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。
 - ア (略)
 - イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）
陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第6 (略)

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

- 1 (略)
- 2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、法第30条第2項の規定に基づく、規則第16条第3項に定める方法により

(2) 漁獲量の管理の手法等

- ① (略)
- ② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。
 - ア (略)
 - イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）
陸揚げした日から3日以内

2 ずわいがにオホーツク海南部その他大臣許可漁業

- (1) (略)
- (2) 漁獲量の管理の手法等
 - ① (略)
 - ② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。
 - ア (略)
 - イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）
陸揚げした日から3日以内

第6 (略)

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

- 1 (略)
- 2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により

、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。

- (1) (略)
- (2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）
陸揚げした日から5日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第8・第9 (略)

(別紙2-22 にしころかじき（大西洋条約海域）)

第1～第4 (略)

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次に定めるとおりとする。

- にしころかじき（大西洋条約海域）かつお・まぐろ漁業
- (1) 当該大臣管理区分に関する事項
 - ① (略)
 - ② 漁業の種類
かつお・まぐろ漁業（許可省令第2条第12号に掲げる漁業をいう。）
 - ③ (略)
 - (2) (略)

第6～第8 (略)

(別紙2-23 にしまかじき及びふうらいかじき（大西洋条約海域）)

、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。

- (1) (略)
- (2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）
陸揚げした日から5日以内

第8・第9 (略)

(別紙2-22 にしころかじき（大西洋条約海域）)

第1～第4 (略)

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等大臣管理区分は、かつお・まぐろ漁業（許可省令第2条第12号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）とし、当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

- にしころかじき（大西洋条約海域）かつお・まぐろ漁業
- (1) 当該大臣管理区分に関する事項
 - ① (略)
 - ② 漁業の種類
かつお・まぐろ漁業
 - ③ (略)
 - (2) (略)

第6～第8 (略)

(別紙2-23 にしまかじき及びふうらいかじき（大西洋条約海域）)

第1～第4 (略)

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
は、次に定めるとおりとする。

にしまかじき及びびふうらいかじき (大西洋条約海域) かつおま
 ぐる漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① (略)

② 漁業の種類
 かつお・まぐろ漁業 (許可省令第2条第12号に掲げる漁
 業をいう。)

③ (略)

(2) (略)

第6～第8 (略)

(別紙2-24 びんなが (南大西洋海域))

第1～第4 (略)

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
は、次に定めるとおりとする。

びんなが (南大西洋海域) かつお・まぐろ漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① (略)

② 漁業の種類
 かつお・まぐろ漁業 (許可省令第2条第12号に掲げる漁
 業をいう。)

③ (略)

第1～第4 (略)

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分は、かつお・まぐろ漁業 (許可省令第2条第12
号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。)とし、
当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総
量の管理とする。

にしまかじき及びびふうらいかじき (大西洋条約海域) かつおま
 ぐる漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① (略)

② 漁業の種類
 かつお・まぐろ漁業

③ (略)

(2) (略)

第6～第8 (略)

(別紙2-24 びんなが (南大西洋海域))

第1～第4 (略)

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分は、かつお・まぐろ漁業 (許可省令第2条第12
号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。)とし、
当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総
量の管理とする。

びんなが (南大西洋海域) かつお・まぐろ漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① (略)

② 漁業の種類
 かつお・まぐろ漁業

③ (略)

(2) (略)

第6～第8 (略)

(別紙2-25 めかじき (南大西洋海域))

第1～第4 (略)

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
は、次に定めるとおりとする。

めかじき (南大西洋海域) かつお・まぐろ漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① (略)

② 漁業の種類
 かつお・まぐろ漁業 (許可省令第2条第12号に掲げる漁
 業をいう。)

③ (略)

(2) (略)

第6～第8 (略)

(別紙2-26 めかじき (北大西洋海域))

第1～第4 (略)

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
は、次に定めるとおりとする。

めかじき (北大西洋海域) かつお・まぐろ漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① (略)

② 漁業の種類

(2) (略)

第6～第8 (略)

(別紙2-25 めかじき (南大西洋海域))

第1～第4 (略)

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分は、かつお・まぐろ漁業 (許可省令第2条第12
号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。)とし、
当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総
量の管理とする。

めかじき (南大西洋海域) かつお・まぐろ漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① (略)

② 漁業の種類
 かつお・まぐろ漁業

③ (略)

(2) (略)

第6～第8 (略)

(別紙2-26 めかじき (北大西洋海域))

第1～第4 (略)

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分は、かつお・まぐろ漁業 (許可省令第2条第12
号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。)とし、
当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総
量の管理とする。

めかじき (北大西洋海域) かつお・まぐろ漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① (略)

② 漁業の種類

かつお・まぐろ漁業（許可省令第2条第12号に掲げる漁業をいう。）

③（略）

(2)（略）

第6～第8（略）

（別紙2-27 めかじき（南西大太平洋海域））

第1～第4（略）

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次に定めるとおりとする。

めかじき（南西大太平洋海域）かつお・まぐろ漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

①（略）

② 漁業の種類
かつお・まぐろ漁業（許可省令第2条第12号に掲げる漁業をいう。）

③（略）

(2)（略）

第6～第8（略）

（別紙2-28 めばち（大西洋条約海域））

第1～第4（略）

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次に定めるとおりとする。

めばち（大西洋条約海域）かつお・まぐろ漁業

かつお・まぐろ漁業

③（略）

(2)（略）

第6～第8（略）

（別紙2-27 めかじき（南西大太平洋海域））

第1～第4（略）

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分は、かつお・まぐろ漁業（許可省令第2条第12号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）とし、当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

めかじき（南西大太平洋海域）かつお・まぐろ漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

①（略）

② 漁業の種類
かつお・まぐろ漁業

③（略）

(2)（略）

第6～第8（略）

（別紙2-28 めばち（大西洋条約海域））

第1～第4（略）

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分は、かつお・まぐろ漁業（許可省令第2条第12号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）とし、当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

めばち（大西洋条約海域）かつお・まぐろ漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

①（略）

② 漁業の種類
かつお・まぐろ漁業（許可省令第2条第12号に掲げる漁業をいう。）

③（略）

(2)（略）

第6～第8（略）

（別紙2-29 めばち（東部太平洋条約海域））

第1～第4（略）

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次に定めるとおりとする。

めばち（東部太平洋条約海域）かつお・まぐろ漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

①（略）

② 漁業の種類
かつお・まぐろ漁業（許可省令第2条第12号に掲げる漁業をいう。）

③（略）

(2)（略）

第6～第8（略）

（別紙2-30 よしきりざめ（北大西洋海域））

第1～第4（略）

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次に定めるとおりとする。

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

①（略）

② 漁業の種類
かつお・まぐろ漁業

③（略）

(2)（略）

第6～第8（略）

（別紙2-29 めばち（東部太平洋条約海域））

第1～第4（略）

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分は、かつお・まぐろ漁業（許可省令第2条第12号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）とし、当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

めばち（東部太平洋条約海域）かつお・まぐろ漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

①（略）

② 漁業の種類
かつお・まぐろ漁業

③（略）

(2)（略）

第6～第8（略）

（別紙2-30 よしきりざめ（北大西洋海域））

第1～第4（略）

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分は、かつお・まぐろ漁業（許可省令第2条第12号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）とし、

<p>よしきりざめ（北大西洋海域）かつお・まぐろ漁業</p> <p>(1) 当該大臣管理区分に関する事項</p> <p>① (略)</p> <p>② 漁業の種類 かつお・まぐろ漁業（許可省令第2条第12号に掲げる漁業をいう。）</p> <p>③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>第6～第8 (略)</p>	<p>当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。</p> <p>よしきりざめ（北大西洋海域）かつお・まぐろ漁業</p> <p>(1) 当該大臣管理区分に関する事項</p> <p>① (略)</p> <p>② 漁業の種類 かつお・まぐろ漁業</p> <p>③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>第6～第8 (略)</p>
--	---

附 則

(施行期日)

第一条 この告示は、公布の日から施行する。ただし、別紙2-2第5の3を削る改正規定、別紙2-2第5の4の改正規定及び改正後の別紙2-2第5の3の次に第5の4を加える改正規定は、令和四年一月一日から施行する。

(改正後の別紙2-2の第5のかつお・まぐろ漁業における漁獲割当て及び漁獲量の総量による管理の準備行為)

第二条 農林水産大臣は、施行日前においても、漁業法第十五条第一項第三号の規定により、改正後の別紙2-2第5の3及び同別紙第5の4の大臣管理区分に配分する数量（以下「大臣管理漁獲可能量」という。）を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定に基づき、大臣管理漁獲可能量が設定された改正後の別紙2-2第5の3の大臣管理区分において漁業法第十七条第一項の漁獲割当割合の設定を受けようとする者は、施行日前においても、同項の規定により、その申請をすることができる。

- 3 農林水産大臣は、前項の規定により漁獲割当割合の設定の申請があつた場合においては、施行日前においても、漁業法第十七条及び第十八条の規定により、その設定を行うことができる。
- 4 農林水産大臣は、前項の規定により漁獲割当割合の設定を受けた者に対し、施行日前においても、漁業法第十九条の規定により、年次漁獲割当量の設定を行うことができる。
- 5 農林水産大臣は、施行日前においても、漁業法第二十条の規定により、改正後の別紙2-2第5の3の大臣管理区分における漁獲割当てによる管理に係る漁獲割当管理原簿を作成し、当該大臣管理区分における漁獲割当割合及び年次漁獲割当量の設定、移転及び取消しの管理を行うことができる。
- 6 改正後の別紙2-2第5の3の大臣管理区分において漁業法第二十一条第一項の漁獲割当割合の移転を受けようとする者は、施行日前においても、同項の規定により、その申請をすることができる。
- 7 農林水産大臣は、前項の規定により漁獲割当割合の移転の申請があつた場合においては、施行日前においても、漁業法第二十一条の規定により、その認可をすることができる。
- 8 改正後の別紙2-2第5の3の大臣管理区分における漁獲割当割合設定者が死亡し、解散し、又は分割（当該大臣管理区分における漁獲割当割合の設定を受けた船舶等を承継させるものに限る。）をしたとき

は、施行日前においても、漁業法第二十一条の規定により、その相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該大臣管理区分における漁獲割当割合の設定を受けた船舶等を承継すべき者を定めたときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人又は分割によって当該大臣管理区分における漁獲割当割合の設定を受けた船舶等を承継した法人は、当該漁獲割当割合設定者の地位（相続又は分割により当該大臣管理区分における漁獲割当割合の設定を受けた船舶等の一部を承継した者にあつては、当該一部の船舶等に係る部分に限る。）を承継する。

- 9 改正後の別紙2-2第5の3の大臣管理区分において漁業法第二十二条第一項の年次漁獲割当量の移転を受けようとする者は、施行日前においても、同項の規定により、その申請をすることができる。
- 10 農林水産大臣は、前項の規定により年次漁獲割当量の移転の申請があつた場合においては、施行日前においても、漁業法第二十二条の規定により、その認可をすることができる。
- 11 改正後の別紙2-2第5の3の大臣管理区分における年次漁獲割当量設定者が死亡し、解散し、又は分割（当該大臣管理区分における年次漁獲割当量を承継させるものに限る。）をしたときは、施行日前においても、漁業法第二十二条の規定により、その相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議によ

り当該大臣管理区分における年次漁獲割当量を承継すべき者を定めたときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人又は分割によって当該大臣管理区分における年次漁獲割当量を承継した法人は、当該年次漁獲割当量設定者の地位（相続又は分割により当該大臣管理区分における年次漁獲割当量の一部を承継した者にあつては、当該一部の年次漁獲割当量に係る部分に限る。）を承継する。

12 農林水産大臣は、改正後の別紙２－２第５の３の大臣管理区分における漁獲割当割合設定者又は年次漁獲割当量設定者が漁業法第十八条第一項各号（第五号を除く。）に掲げる者のいずれかに該当することとなった場合においては、施行日前においても、漁業法第二十三条の規定により、これらの者が設定を受けた当該大臣管理区分における漁獲割当割合及び年次漁獲割当量を取り消さなければならない。

13 農林水産大臣は、改正後の別紙２－２第５の３の大臣管理区分における漁獲割当割合設定者又は年次漁獲割当量設定者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、施行日前においても、漁業法第二十三条の規定により、これらの者が設定を受けた漁獲割当割合及び年次漁獲割当量を取り消すことができる。

一 漁業法第十七条第四項の規定により当該大臣管理区分における漁獲割当割合の設定を有資格者に限る

場合において、有資格者でなくなった場合

二 漁業法第十八条第一項第五号に掲げる者に該当することとなった場合